

農地区分決定根拠一覧表

適用日：H22.6.1

農地区分	附随資料での表題	根拠法令（4条）	根拠法令（5条）	運用通知	説明
農用地区域内農地 （法第4条第2項第1号イ）	農用地区域内農地	法第4条第2項第1号イ	法第5条第2項第1号イ	第2の1（1）ア（ア）	農振法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地
甲種農地 （法第4条第2項第1号ロ かつこ書）	市街化調整区域内優良農地	令第12条第1号、 則第41条	令第20条第1号、 則第55条	第2の1（1）ウ（ア）a	市街化調整区域内にある概ね10ha以上の一団の農地の区域内にあり、高性能農業機械による営農に適する農地
	市街化調整区域内8年未経	令第12条第2号、 則第42条	令第20条第2号、 則第56条	第2の1（1）ウ（ア）b	市街化調整区域内にある特定土地改良事業等の施行区域内にあり、工事完了翌年度から8年を経過していない農地
第1種農地 （法第4条第2項第1号ロ）	集団農地	令第11条第1号	令第19条第1号	第2の1（1）イ（ア）a	概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地
	農業公共投資の対象農地	令第11条第2号	令第19条第2号	第2の1（1）イ（ア）b	特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地
	生産性の高い農地	令第11条第3号	令第19条第3号	第2の1（1）イ（ア）c	自然的条件からみて近傍の標準的な農地を超える生産をあげることができると認められる農地
第2種農地 （法第4条第2項第1号ロ （2）・法第4条第2項第2号）	相当数の街区形成区域内	令第14条第1号 則第45条第1号	令第22条 則第45条第1号	第2の1（1）オ（ア）a(a)	複数の街区を形成しており、うち特定の街区で宅地化率が40%を超えない区域にある農地
	駅・役場等から500M以内	令第14条第1号 則第45条第2号	令第22条 則第45条第2号	第2の1（1）オ（ア）a(b)	500M以内に駅・市町村役場等の施設がある農地（500Mの円の区域内で宅地が40%超の場合は40%になるまで円の半径を延長したときの長さ又は1kmのいずれか短い距離まで）
	住宅等が連たんする区域に 近接する区域内	令第14条第2号 則第46条	令第22条 則第46条	第2の1（1）オ（ア）b	宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満
	小集団の生産力の低い農地	法第4条第2項第2号	法第5条第2項第2号	第2の1（1）カ（ア）	ほかの農地区分に該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地

農地区分決定根拠一覧表

適用日：H22.6.1

農地区分	関係資料での表現	根拠法令（４条）	根拠法令（５条）	運用通知	説明
第３種農地 （法４条第２項第１号口 （１））	管理設道路沿道の区域	令第１３条第１号 則第４３条第１号	令第２１条 則第４３条第１号	第２の１（１）エ（ア）a(a)	水管、下水管、ガス管のうち２種類以上が埋設されている道路（農道を除く。）の沿道の区域で500M以内に２以上の教育施設、公共施設等がある農地
	駅・役場等から300M以内	令第１３条第１号 則第４３条第２号	令第２１条 則第４３条第２号	第２の１（１）エ（ア）a(b)	300M以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地
	住宅等が連たんする区域内	令第１３条第２号 則第４４条第１号	令第２１条 則第４４条第１号	第２の１（１）エ（ア）b(a)	住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地
	宅地割合が40%超の区域内	令第１３条第２号 則第４４条第２号	令第２１条 則第４４条第２号	第２の１（１）エ（ア）b(b)	街区の面積に占める宅地の割合が40%を超える区域内にある農地
	都市計画用途地域	令第１３条第２号 則第４４条第３号	令第２１条 則第４４条第３号	第２の１（１）エ（ア）b(c)	都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地
	土地区画整理事業施行区域	令第１３条第３号	令第２１条	第２の１（１）エ（ア）c	土地区画整理事業の施行に係る区域にある農地

※運用通知・・・「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）